

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

○ 千葉県組織規程の一部を改正する規則

規

則

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十三号

千葉県組織規程の一部を改正する規則

千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表総務部の項中「予算総括・財政改革班、システム改革班」を「予算総括班、財政改革班」に改め、同表総合企画部の項中「広域連携室」を「国家戦略特区推進室、広域連携室」に、「企画政策室、空港周辺まちづくり推進室」を「空港関連産業集積推進室、エアポートシティ推進室、機能強化支援室」に、「企画調整室、鉄道事業室」を「地域公共交通室、鉄道事業室」に改め、同表防災危機管理部の項中「復旧復興・被災者支援室」を「被災者支援室」に改め、同表健康福祉部の項中「難病審査班」の下に「難病助成運営班」を加え、「ひとり親家庭班、母子保健班」を削り、「児童相談所建設室」を「児童相談所開設準備室」に改め、「子育て支援班」の下に「ひとり親家庭班、母子保健班」を加え、「施設整備班、法人支援班」を「法人・事業者支援班、法人指導班」に、「虐待防止対策班、法人指導班」を「虐待防止対策・法人指導班」に、「暮らしの場支援推進班、事業支援班」を「事業・暮らしの場支援推進班、障害者サービス事業指定班」に改め、同表商工労働部の項中「コンビナート脱炭素化推進室、エネルギー産業振興室」を削り、同項産業振興課の目的次に次のように加える。

カーボンニュートラル推進課
コンビナート脱炭素化推進室、エネルギー産業振興室

第八条第一項の表県土整備部の項中「技術審査班」を削り、「契約・審査班」を「技術審査室、入札契約室」に改め、同条第四項の表中「競技スポーツ班」の下に「国民スポーツ大会関東ブロック大会班」を加え、「千葉県誕生150周年記念事業推進室」を「文化企画室」に改め、同条第五項の表中「企画指導室」の下に「全国豊かな海づくり大会推進室」を加え、同条第六項の表中「開発審査班、開発指導班」及び「宅地対策

調査室」を削り、同表都市計画課の項の次に次のように加える。

宅地安全課

開発審査班、開発指導班、盛土対策室

第八条第六項の表中「県立公園室」を「県立公園管理班、県立公園整備班」に改める。
第十一条の三危機管理政策課の部中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 大規模災害時の広域避難に関する課

第十二条健康福祉指導課の部第二十号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改め、同条児童家庭課の部中第三号から第七号までを削り、同部第八号中「ひとり親家庭等及び母子保健」を削り、「次号」を「第五号」に改め、同号を同部第三号とし、同部第九号を同部第四号とし、同部第十号中「母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）」を削り、「母子及び父子並びに寡婦の福祉並びに」を「及び」に改め、「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）」を削り、「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）」を削り、同号を同部第五号とし、同部中第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、同条子育て支援課の部中第八号を第十三号とし、同部第七号中「児童手当法」を「母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）」、「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）」、「母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）」、「児童手当法」に改め、同号を同部第十二号とし、同部第六号中「及び子育て支援事業」を「子育て支援事業並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉」に改め、同号を同部第十一号とし、同部中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

- 一 ひとり親家庭等の福祉に関する課。
 - 二 母子の保護に関する課。
 - 三 ひとり親家庭等の自立支援に関する課。
 - 四 ひとり親家庭等の自立支援に関する課。
 - 五 ひとり親家庭等の自立支援に関する課。
 - 六 母子保健に関する課。
 - 七 児童の保健医療に関する課。
- 第十三条産業振興課の部の次に次のように加える。

カーボンニュートラル推進課

一 京葉臨海地域におけるカーボンニュートラルの推進に関する課。
二 再生可能エネルギー等の導入促進に関する課。
三 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）等の施行に関する課。
第十四条水産課の部中第二十号を第二十一号とし、第二号から第十九号までを一号ずつ

繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 全国豊かな海づくり大会の準備に関する事。

第十五条技術管理課の部中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同条建設・不動産課の部第六号中「建設工事紛争審査会」の下に、「公共工事総合評価審査会」を加え、同号を同部第七号とし、同部第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 部内の低入札価格調査に関する事。

第十五条都市計画課の部中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同部第六号中「租税特別措置法(優良宅地の認定に係るものに限る。）」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)」を削り、「道路整備課」の下に「宅地安全課」を加え、「都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一号。住宅地造成事業に係るものに限る。）」、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)」を削り、「平成十四年法律第二十二号」の下に「宅地安全課において所掌するものを除く。」を加え、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)」、宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十四年千葉県条例第五十号)」を削り、同号を同部第三号とし、同部第七号中「及び開発審査会」を削り、同号を同部第四号とし、同部の次に次のように加える。

宅地安全課

一 宅地開発に関する事。

二 宅地造成及び特定盛土等の調査及び指導に関する事。

三 宅地制度の調査に関する事。

四 租税特別措置法(優良宅地の認定に係るものに限る。）」、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)、都市計画法(開発行為等の規制に係るものに限る。))、都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一号。住宅地造成事業に係るものに限る。))、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)、都市再生特別措置法(特定開発行為の規制に係るものに限る。))、宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十四年千葉県条例第五十号)等の施行に関する事。

五 開発審査会に関する事。

第十七条第四項中「地域づくり担当部長及び交通担当部長」を「交通・規制緩和担当部長」に改める。

第三十七条の四第二項地域環境保全課の部中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同部第七号中「大気汚染防止法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(土木事務所において所掌するものを除く。))、大気汚染防止法」に改め、同号を同部第八号とし、同部第六号の次に次の一号を加える。

七 宅地造成等に関する工事に係る監視及び指導に関する事(土木事務所において所

掌するものを除く。))。

第四十一条中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第四十三条第一項の表中央児童相談所の項中「調査課、支援課、調査課、支援課、診断指導課」を削り、同表市川児童相談所の項中「調査課、支援課、診断指導課」を「児童福祉課、児童心理課」に改め、同表柏児童相談所の項中「支援課、診断指導課」を削り、同表銚子児童相談所の項から君津児童相談所の項までの規定中「調査課、相談支援課、診断指導課」を「相談課、児童福祉課、児童心理課」に改め、同条第二項庶務課の部第四号中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項調査課の部を次のように改める。

児童福祉課

一 児童福祉法第十三条第四項の規定による児童福祉司の職務に関する事(相談課の分掌事務に係るものを除く。))。

二 障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給の決定に関する事。

三 児童に対し強制的措置を要する事件の家庭裁判所への送致に関する事。

四 児童福祉法第五十六条第一項及び第二項の規定による負担能力の認定並びに同条第三項の規定による資料の提供等の要求に関する事。

五 児童及びその家庭等に対する支援に関する事(児童心理課の分掌事務に係るものを除く。))。

第四十三条第二項支援課の部及び相談支援課の部を削り、同項診断指導課の部中「診断指導課」を「児童心理課」に改め、同部に次の一号を加える。

三 児童及びその家庭等に対する支援に関する事(児童心理課の分掌事務に係るものに限る。))。

第四十三条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定にかかわらず、中央児童相談所にあつては、次に掲げる事務を分掌させるため、相談第一課、相談第二課、児童福祉第一課、児童福祉第二課、児童心理第一課、児童心理第二課及び天台一時保護課を置く。

相談第一課

一 習志野市、市原市及び八千代市の区域に係る前項相談課の部各号に掲げる事務

相談第二課

一 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡の区域に係る前項相談課の部各号に掲げる事務

児童福祉第一課

一 習志野市、市原市及び八千代市の区域に係る前項児童福祉課の部各号に掲げる事務
児童福祉第二課

一 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡の区

域に係る前項児童福祉課の部各号に掲げる事務

児童心理第一課

一 習志野市、市原市及び八千代市の区域に係る前項児童心理課の部各号に掲げる事務
児童心理第二課

一 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡の区域に係る前項児童心理課の部各号に掲げる事務

天台一時保護課

一 前項一時保護課の部各号に掲げる事務

第四十三条第四項中「調査課」を「相談課」に、「相談支援課」を「児童福祉課」に、「診断指導課」を「児童心理課」に改め、同条第五項中「調査課、相談支援課及び診断指導課」を「相談課、児童福祉課及び児童心理課」に改め、同項庶務課の部に次のように加える。

相談課

一 第二項相談課の部各号に掲げる事務

第四十三条第五項調査課の部中「調査課」を「児童福祉課」に改め、同項相談支援課の部を削り、同項診断指導課の部中「診断指導課」を「児童心理課」に改め、同条第六項中「調査第一課及び調査第二課」を「児童福祉第一課、児童福祉第二課、児童心理第一課及び児童心理第二課」に改め、同項調査第一課の部中「調査第一課」を「児童福祉第一課」に、「調査課」を「児童福祉課」に改め、同項調査第二課の部中「調査第二課」を「児童福祉第二課」に、「調査課」を「児童福祉課」に改め、同部の次に次のように加える。

児童心理第一課

一 松戸市の区域に係る第二項児童心理課の部各号に掲げる事務

児童心理第二課

一 野田市、流山市及び我孫子市の区域に係る第二項児童心理課の部各号に掲げる事務
第四十三条第七項中「調査課」を「相談課」に、「相談支援課」を「児童福祉課」に、「診断指導課」を「児童心理課」に改め、同条第八項中「調査課、相談支援課及び診断指導課」を「相談課、児童福祉課及び児童心理課」に改め、同項庶務課の部に次のように加える。

相談課

一 第二項相談課の部各号に掲げる事務

第四十三条第八項調査課の部中「調査課」を「児童福祉課」に改め、同項相談支援課の部を削り、同項診断指導課の部中「診断指導課」を「児童心理課」に改める。

第四十八条第一項の表海匝農業事務所の項中「、大区画基盤整備課」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第五十条の表中央家畜保健衛生所の項及び東部家畜保健衛生所の項を次のように改める。

東部家畜保健衛生所	匝瑳市	銚子市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市及び大網白里市並びに印旛郡、香取郡、山武郡及び長生郡
西部家畜保健衛生所	千葉市	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

第五十条の表北部家畜保健衛生所の項を削る。
第五十一条第一項の表を次のように改める。

東部家畜保健衛生所	庶務課、防疫企画課、衛生指導課、防疫課、病理生化学課、細菌ウイルス課
西部家畜保健衛生所	衛生指導課、防疫課
南部家畜保健衛生所	

第五十一条第二項庶務課の部に次のように加える。

防疫企画課

一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
二 所管区域内の家畜衛生業務の企画調査に関すること。
三 獣医師、畜産技術者等に関する家畜衛生に関する知識及び技術の普及並びに研修に関すること。
四 家畜衛生上必要な試験及び検査に関すること。
五 農場の防疫に係る計画に関すること。
六 現地対策本部の運営に関すること。

第五十一条第二項衛生指導課の部中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、第十一号を第七号とし、同条第三項中「東部家畜保健衛生所、」を「西部家畜保健衛生所及び」に改め、「及び北部家畜保健衛生所」を削り、「事務」の下に「及び防疫企画課の部第一号から第四号までに掲げる事務」を加える。

第五十一条の十五第二項中「松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については柏土木事務所が所管し、」を削り、「海匝土木事務所」の下に「が所管し、勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡の区域に関する事務については長生土木事務所」を加え、同条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第六項中「、海匝土木事務所」を「海匝土木事務所が所管し、勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡の区域に関する事務については長生土木事務所」に改める。

第五十一条の十六第一項の表柏土木事務所の項中「、建築宅地課」を削り、同表銚子土木事務所の項中「建設課、維持課」を「建設維持課」に改め、同表夷隅土木事務所の項中

「建築宅地課」を削り、同条第二項宅地指導課の部第四号を次のように改める。
 四 宅地造成等に関する工事（開発行為の許可を受けたものに限る。）の許可、検査等に関すること。

第五十一条の十六中第十一項を削り、第十項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 長生土木事務所の調整課にあつては、第二項調整課の部各号に掲げる事務のほか、特定都市河川に関する事務を分掌するものとする。

第五十一条の十六第十二項を次のように改める。

12 第一項の規定にかかわらず、銚子土木事務所にあつては、次に掲げる事務を分掌させるため、名洗港改修課及び建設維持課を置く。

名洗港改修課

一 名洗港の整備に関すること。

二 第二項河川改良課の部各号に掲げる事務（港湾施設に関することに限る。）

三 第二項維持課の部第一号に掲げる事務（港湾に関することに限る。）

建設維持課

一 第二項建設課の部各号に掲げる事務

二 第二項維持課の部各号に掲げる事務

第四百四十二条第一項の表我孫子テクノスクールの項訓練第一課の目を削り、同項中「訓練第二課」を「訓練」に改め、「（訓練第一課において所掌するものを除く。）」及び「（前各号に掲げる職業訓練に限る。）」を削る。

第一百五十五条の表千葉県公共工事総合評価審議会の項を削り、同表中

千葉県建設業審議会	建設・不動産業課
千葉県建設工事紛争審査会	
千葉県公共工事総合評価審議会	建設・不動産業課
千葉県入札監視委員会	
千葉県政府調達苦情審議会	建設・不動産業課
千葉県入札監視委員会	
千葉県都市計画審議会	都市計画課
千葉県開発審査会	

を

に、

を

千葉県都市計画審議会	都市計画課
千葉県開発審査会	宅地安全課

に改める。

附 則
 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県
 〇四三(二三三)二六五八